

2010年8月2日

内閣官房副長官
福山 哲郎 様 (全4枚)

特定非営利活動法人Rights
代表理事 菅 源太郎

18歳選挙権の早期実現を求める要望書 －国民投票法の施行を受けて－

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。私たちの活動に対する日常からのご理解とご協力を心から感謝申し上げます。

私たちは「未来を長く生きる若者は未来の決定により大きな責任を」との思いから、選挙権・被選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実をつうじた若者の政治参加をめざして、2000年に10代・20代で結成してから10年にわたって活動してきました。

2007年の衆議院憲法調査特別委員会公聴会では国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）案の投票権年齢について理事が公述人として意見陳述するとともに、成立後は内閣官房・総務省・法務省・衆議院法制局や与野党国会議員との意見交換を重ねてきました。

ご案内のように国民投票法が選挙権や成年の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」ことなく今年5月18日に施行されました。さきの通常国会を目標としていた法案提出ははまだ見通しが立たず、すでに法附則3条1項の違反状態となっています。

私たちはこうした状態を解消するため、下記の2点に対応いただきたく要望いたします。

1. 国民投票年齢の解釈

衆議院法制局は国民投票法附則3条2項について、公職選挙法（選挙権）と民法（成年）を改正せずに法が施行された場合、法3条にもとづき投票年齢が18歳になると説明しました。しかし、総務省や多くの報道は法改正まで投票年齢が20歳になるとしています。内閣として衆議院法制局と同じ解釈に統一いただきたい。

2. 年齢条項の見直しに関する検討委員会の改組と工程表の策定

法違反状態を解消するため、今後一定期間で法改正するとしても担保が必要です。そのため内閣官房に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を行政透明化検討チームのように政務三役と民間有識者（研究者、NPO）などで構成する「年齢条項見直し検討チーム」（仮称）に改組して、期限を切って工程表（たとえば公選法を先行処理する）を策定いただきたい。

<お問い合わせ>

特定非営利活動法人Rights（ライツ）

〒180-0022 東京都武蔵野市境1-17-6-511

TEL & FAX : 0422-51-4421

URL : <http://www.rights.or.jp/> E-mail : info@rights.or.jp

<資料1> 内閣第2回年齢条項の見直しに関する検討委員会（2007年11月1日）

今後のスケジュール等

検討スケジュールについては、平成22年5月18日に日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）が施行されることを踏まえ、平成21年臨時会又は平成22年常会への法案提出を念頭に、法制上の措置についての対応方針を決定できるよう検討を進めるものとする。

<資料2> 総務省（自治行政局選挙部）見解（2008年6月6日／Rights公開ヒアリング）

国民投票法附則3条で「年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう…必要な措置を講ずる」と規定されている以上、すでに少なくとも選挙権年齢については引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されている。公選法を所管する選挙部で検討していて、民法の成年年齢や刑事法での取り扱いなど法律全般との整合性が確保される場合には所要の準備を行っていく。したがって改めて審議会への諮問や研究会の設置は考えていない。

<資料3> 民主党政案集INDEX2009（2009年7月27日）

● 選挙権年齢の引き下げ

選挙権を18歳から付与する法律を国民投票法に合わせて施行します。

わが国の民主主義をより成熟したものにするためには、国民が政治に参加する機会を拡大し、多様な意見を政治に反映できるようにすることが必要です。

● 成年年齢の18歳への引き下げ

民法の成年年齢、少年法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、その他の分野の法律・制度についても新たに18歳以上20歳未満の者を成年者として取り扱うために必要な法制上の検討・整備を進めます。

2007年に成立した憲法改正国民投票法で投票権年齢が18歳と定められたことに伴い、同法附則では公職選挙法の選挙権年齢の18歳への引き下げ、民法の成年年齢の18歳への引き下げ、その他の関係法令について検討し同法が施行される2010年までに必要な法制上の措置を講じることが定められています。

<資料4> 法制審議会民法成年年齢部会最終報告（2009年7月29日）

憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じてはならず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上も異論はないようである。そうすると、民法の成年年齢を引き下げることなく、選挙年齢を引き下げること、理論的には可能であり、選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がない。

<資料5> 法制審答申後の報道

千葉法相は27日の会見で、民法改正案を来年の通常国会に提案するのは困難との見方を示した。19、18歳がクレジットやローンを契約できるようになり消費者被害拡大も懸念されるが、防止する自立支援策が十分浸透していないことや、少年法などほかの法律との整合性を理由にあげる。

公選法を所管する総務省の原口一博総務相は同日、法改正による選挙権年齢引き下げを検討する考えを示しつつも、来夏の参院選には「間に合わないだろう」と述べた。（毎日新聞2009年10月28日）

鳩山由紀夫首相は28日夕、法制審議会が民法の成人年齢の「18歳引き下げ」を適当とする答申を提出したことに関連し「選挙権は18歳に引き下げたらいいと民主党はしばしば言っている。それだけを取り出しても、早く実現することが望ましい」と述べ、選挙権年齢を18歳に引き下げる公選法の早期改正に意欲を示した。首相官邸で記者団に語った。一方、民法の成人年齢に関しては「広範な意味合いを持つもので、慎重に検討することが必要だ。それなりに時間がかかるのではないかと述べた。

（時事通信2009年10月29日）

<資料6> 衆議院法制局見解（2010年2月26日／Rightsヒアリング）

国民投票法の投票年齢を18歳とするため、附則3条2項の改正が必要な根拠はない。本則3条は「年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する」としか規定していない。附則3条2項は冒頭に

「前項の法制上の措置が講ぜられ」とあるため、附則3条1項の「必要な法制上の措置」を講じなければ機能しない。法制上の措置を講じたうえで「年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができる」つまり法制上の措置を施行する「までの間」のみ機能する規定。

附則3条1項の「必要な法制上の措置を講ずる」ことで、附則3条2項の改正なしに投票年齢を18歳とするのは可能である。附則3条2項の解釈から、附則3条1項の「必要な法制上の措置」を講じなくても、論理的には施行後の投票年齢は18歳となる。附則3条1項の「必要な法制上の措置」を講じるまで、施行後は違法状態となる。

国民投票法の施行後に、国民投票法の投票年齢規定を改正しないで、公職選挙法の選挙権年齢規定のみを18歳に引き下げる改正は可能である。附則3条1項に「公職選挙法」と「民法」を挙げているのは例示とも判断できるが、立法者意思は二つを必須としている。ただ船田元議員は「強いて言えば公選法の規定を変えるということが最低限の条件になる」とも答弁している。

<資料7>日本国憲法の改正手続に関する法律

(投票権)

第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

附則

(法制上の措置)

第三条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

<資料8>国民投票法施行前の動向

原口一博総務相（衆議院総務委員会2010年4月8日）

私たちの姿勢については、もう鳩山総理がお話をされておりでございます。私は、民主政治を学ぶ年齢は、十八歳とか二十とかそういうものじゃないと思っています。小さいころから民主政治の大切さを学校やさまざまな機会学び、そして、できるだけ十八歳になれば選挙権を行使できるようにする、それは国民投票法のときも国会で御議論をいただいたところでございます。

ただ、政府としても、今、国会での御議論がまだまだ不十分である、あるいは国民的な議論が不十分であるという御意見も事実でございます、しっかりとした論点整理をする中でこれを前に進めていきたい。

私が今言えるところは、いついつまでというの、柿澤委員、ちょっと無理です、今の状態では。法制審だ何だというものがあって、そこの横並びで今議論をしているわけで、柿澤委員の御質問ですから、私も来年までにはとここで言いたいところですけども、なかなかそれが言えないということをお許しくださいませと思います。

枝野幸男行政刷新担当相は1日夕の記者会見で、憲法改正の手続きを定めた国民投票法に関し、成人年齢の18歳への引き下げを3年以内を実現する必要があるとの認識を示した。「われわれが政権を取り、進められる状況になって3年以内に諸制度の改正をやらねばならない」と述べた。（共同通信2010年4月1日）

「20歳以上投票」では法律違反



NPO法人Rights 副代表理事

小林 庸平氏

「当面は20歳以上が投票権者となりそうだ。

「国会審議の時から、危懼が現実となつてしまった。

この法律は付則の中で、施行までに選挙権年齢や成人年齢を18歳に引き下げると書いているのだから、それが進んでいないというのは「法律違反」だ。民主、社民両党は衆院選マニフェスト（政権公約）でも選挙権年齢を引き下げるとうたっていた。公約にも違反している」

「どうすべきか。」

こばやし・ようへい シンクタンク研究員。若者の政治参加を目指すNPO法人Rights副代表理事。28歳。

「法律はそれぞれ立法目的が違つるので、選挙権年齢などと民法の成人年齢が違つても構わない。まずは国民投票権と選挙権の年齢を18歳に引き下げ、それから他の成人関連の法律をどうするか考えればいい」

「枝野幸男行政刷新担当相は、鳩山政権発足から3年以内に18歳に引き下げると発言している。

「選挙権を先行できないなら、いつまでにどこまでやるのか、改正に向けた工程表をきちんと示すことが責任だ。『国民投票法公布後3年以内にやる』と云つてやれなかったのだから、それを繰り返してはいけない」

「学校教育における政治教育のプランをきちんとつくっていくということも、セットで出したら良いのではないか」

「そもそも18歳への引き下げはなぜ必要か。」

「今は『高齢者民主主義』が進んでいるが、これだと本当の持続可能社会ではない。若い人の政治参加の熱は近年、高まっており、そうした熱を取り込み、民主主義を若返らせないといけない」